

試験研究の不正行為の取扱いに関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 不正行為に対する体制（第 4 条～第 7 条）
- 第 3 章 特定不正行為に関する手続等（第 8 条～第 26 条）
- 第 4 章 雑則（第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が実施する試験及び研究並びに調査（以下「試験研究」という。）における不正行為の防止に関する措置及び特定不正行為等が発生した場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

一 役職員等 次に掲げる者をいう。

ア 農研機構の役職員

イ 流動研究員制度実施規程（13 規程第 34 号）により招へいた機構外研究者

ウ 教育研究指導等協力実施規程（13 規程第 36 号）により受け入れた大学院生

エ 講習等規程（13 規程第 37 号）により受け入れた者

オ 外部研究員受入規程（15 規程第 65 号）により受け入れた外部研究員

カ その他役職員以外の者であつて農研機構が外部から受け入れた者

二 本部 組織規程（27 規程第 139 号）第 4 条に規定する本部をいう。

三 研究所 組織規程第 5 条に規定する研究所をいう。

四 研究成果 農研機構において役職員等が試験研究に係る業務の結果において得られた研究データ、研究試料、研究材料、プログラム、実験装置、試作品、その他の研究成果物等及び役職員等が著述した試験研究の業務に係る著作物をいう。

五 研究記録 実験、調査、観察等の研究成果を得るための過程が客観的で検証可能な形で記録された実験ノート、電子ファイル等の記録媒体をいう。

六 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

ア 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）

イ 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）

ウ 盗用（他の研究者のアイディア、分析方法、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。）

七 特定不正行為以外の不正行為 特定不正行為以外の研究活動における不正行為であって二重投稿、不適切なオーサーシップ等、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

ア 二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。）

イ 不適切なオーサーシップ（論文著作者が適正に公表されないことをいう。）

八 特定不正行為等 特定不正行為及び特定不正以外の不正行為をいう。

九 競争的資金 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金として、内閣府が整理しているものをいう。

（役職員等が遵守すべき事項）

第3条 役職員等は、農研機構に働く者としてその責任を自覚し、不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることを常に認識するとともに、次に掲げる事項に留意して行動しなければならない。

一 不正行為を行わないこと。

二 不正行為に荷担しないこと。

三 周りの者に対して不正行為をさせないこと。

2 役職員等は、健全な試験研究を維持し、不正行為が起らない試験研究環境を保持するため、試験研究を行うに当たっては研究成果等管理規程（13規程第54号）に基づき研究記録を作成・保存し、研究成果の科学的根拠を明確にしておかなければならない。

3 役職員等は、不正行為に係る調査において、第三者による検証を可能とするため、研究記録の開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正行為に対する体制

（理事長の責務）

第4条 理事長は、農研機構における不正行為を未然に防止するための取組を推進するとともに、特定不正行為等の疑義が生じた際に適切に対応する。

（不正行為の防止体制）

第5条 不正行為防止のための適切な対応を図るため、本部及び研究所にそれぞれ研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、本部にあっては内部統制推進部長、研究所にあっては当該研究所の長とし、それぞれ本部又は研究所において広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行うものとする。

(特定不正行為等の調査体制)

第6条 特定不正行為等の調査への適切な対応を図るため、農研機構に総括研究管理責任者を、本部又は研究所ごとに研究管理責任者を置く。

- 2 総括研究管理責任者は理事（総務、財務、デジタル化担当）とし、農研機構における特定不正行為等の調査に関する事務を行うものとする。
- 3 研究管理責任者は、本部にあっては内部統制推進部長、研究所にあっては当該研究所の長とし、本部又は研究所における特定不正行為等の告発（役職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）の受付及び不正行為の相談（以下単に「相談」という。）に関する事務を行うものとする。
- 4 研究管理責任者は、補助者を指名して、前項の事務の一部を行わせることができる。
- 5 研究管理責任者は、その所属する本部又は研究所に告発及び相談を受け付ける窓口（以下「不正行為受付窓口」という。）を設置するものとし、自ら（前項の規定により補助者を指名した場合にあっては、自ら又は当該補助者）がその業務を行うものとする。

(不正行為に対する体制等の公表)

第7条 理事長は、不正行為受付窓口の場所、連絡先及び受付方法を速やかに公表する。これらを変更したときも同様とする。

第3章 特定不正行為等に関する手続等

(告発)

- 第8条 誰でも、役職員等及び退職等により役職員等でなくなった者（以下「元役職員等」とする。）の特定不正行為等を発見したとき、又は特定不正行為等がある又は特定不正行為等が予見されると考えられるときは、書面、電話、電子メール、面談等により、不正行為受付窓口へに告発することができる。
- 2 前項の告発は、原則として顕名によるものとし、次に掲げる事項について明示しなければならない。
 - 一 特定不正行為等を行ったとする研究者（以下「被告発者」という。）の氏名又はグループの名称
 - 二 特定不正行為等の態様、時期等及び事案の内容
 - 三 特定不正行為等とする科学的合理的理由
 - 3 不正行為受付窓口は、告発内容に不備があるときは、当該告発を行った者（以下「告発者」という。）に対し、当該不備について補正を求めることができる。
 - 4 報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為等の疑いが指摘された場合は、第1項の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
 - 5 特定不正行為等の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為等を行っ

たとする研究者又はグループ、特定不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。) ことを確認した場合は、第1項の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- 6 不正行為受付窓口は、告発の意思を明示しない相談を受けたときは、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、理事長の判断で当該事案の調査を開始することができるものとする。
- 7 研究管理責任者は、告発の内容が農研機構が実施する試験研究に係るものでない場合は、当該試験研究を実施する機関に当該告発を回付するものとする。また、告発の内容が農研機構に加え、農研機構以外の機関も該当すると想定される場合は、当該告発について当該農研機構以外の機関に通知する。
- 8 研究管理責任者は、農研機構以外の機関から告発を回付された場合は、農研機構に告発があったものとして当該告発を取り扱うものとする。
- 9 研究管理責任者は、特定不正行為等が行われようとしている、又は特定不正行為等を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が農研機構以外の機関に所属する場合は、被告発者の所属する機関に当該告発を回付するとともに、警告の内容等について通知する。
- 10 不正行為受付窓口は、告発を受け付ける際には、告発の内容及び告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

(相談)

第9条 役職員等は、不正行為についての疑問、悩み等があるときは、不正行為受付窓口に相談することができる。

- 2 不正行為受付窓口は、相談があったときは、その内容について確認を行った上で、当該相談を行った役職員等(以下「相談者」という。)に対し適切な助言等を与えることにより、当該相談に係る問題等を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- 3 不正行為受付窓口は、相談を受け付ける際には、相談の内容及び相談者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第10条 告発をしようとする者は、悪意(被告発者を陥れるため、被告発者が行う試験研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えること、又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく告発をしてはならない。

(告発の取扱い)

第11条 告発は、原則として、顕名により行われ、第8条第2項各号に掲げる事項が全て示されているもののみ受け付けるものとする。

- 2 研究管理責任者は、匿名による告発等があった場合において、当該告発の内容に特定不正行為等とする科学的合理的理由があると認めるときには、これを受け付けることができるものとする。なお、この場合において、告発者の氏名等が判明したときは、その後は顕名による告発者として取り扱うものとする。
- 3 書面による告発など、不正行為受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。
- 4 研究管理責任者は、告発を受け付けたときは、総括研究管理責任者に報告しなければならない。
- 5 総括研究管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該報告を受けた告発の内容を確認し、特定不正行為等の存在又はその疑いについて科学的合理的理由が示されていると認める場合には受理の決定を、科学的合理的理由が示されていないと認める場合には不受理の決定を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
- 6 総括研究管理責任者は、報告を受けた告発の内容が、農研機構と農研機構以外の者が共同で実施する試験研究に係るものである場合は、前項の結果を当該農研機構以外の者に通知するものとする。
- 7 理事長は、第5項の報告を受けたときは、その結果（不受理の決定がなされたときは、その結果及びその理由）を告発者に通知する。
- 8 理事長は、受理を決定した告発については、当該告発に係る役職員等に対し、それらが保有する資料等の保全を命ずることができる。

（告発者及び被告発者の取扱い）

- 第12条 理事長は、不正行為受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 理事長は、調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
 - 3 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、懲戒処分等を行わない。
 - 4 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止し、又は被告発者に対する懲戒処分等を行わない。

（調査を行う機関）

- 第13条 農研機構の役職員等に係る特定不正行為等の告発があった場合、原則として、農研機構が事案の調査を行う。
- 2 被告発者が農研機構の役職員等であり、なおかつ農研機構以外の機関にも所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して別の定め

をすることができる。

- 3 被告発者が農研機構の役職員等であり、農研機構以外の機関で行った研究活動に係る告発があった場合、農研機構と当該研究活動が行われた機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- 4 被告発者が農研機構以外の機関に所属し、農研機構で行った研究活動に係る告発があった場合、農研機構と被告発者が所属する機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- 5 被告発者が農研機構の元役職員等であり、告発された事案に係る研究活動を農研機構にて行っていた場合、農研機構と被告発者が現に所属する機関が合同で告発された事案の調査を行う。被告発者が農研機構を退職等の後、どの機関にも所属していないときは、農研機構が告発された事案の調査を行う。
- 6 前各項のいずれかに該当し、告発された事案の調査を農研機構において行うことになった場合は、被告発者が農研機構に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 7 他の機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。この場合において、第8条第10項、第9条第3項、前条第1項及び第2項の規定は、委託等をした科学コミュニティに準用されるものとする。

（予備調査）

- 第14条 総括研究管理責任者は、第11条第5項の規定により告発の受理を決定したときは、農研機構内の専門家の協力を得て、当該告発内容の合理性、調査可能性等についての調査（以下「予備調査」という。）を行うものとする。
- 2 総括研究管理責任者は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為等の問題として調査すべきものか否か、調査し、判断するものとする。
 - 3 総括研究管理責任者は、告発の内容が、農研機構と農研機構以外の者が共同で実施する試験研究に係るものである場合は、当該農研機構以外の者と合同で予備調査を行うものとする。
 - 4 総括研究管理責任者は、当該受理を決定した日から原則として30日以内に予備調査の結果を取りまとめ、速やかに理事長に報告するものとする。
 - 5 理事長は、前項の報告を受けた後、速やかに、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを決定する。
 - 6 理事長は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を告発者及び被告発者（予備調査の結果、被告発者以外で特定不正行為等に関わっていたと認められた者を含む。以下「被告発者等」という。）に通知するとともに本調査への協力を求める。被告発者が他の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
 - 7 理事長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由を付して告発者に通知する。この場合、総括研究管理責任者は予備調査に係る資料等を保存し、その事実に係る競争的資金を配分した機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

（調査委員会の設置）

第15条 理事長は、前条第5項の規定により本調査を行うことを決定したときは、当該本調査を行うことを決定した日から原則として30日以内に当該事案についての本調査を行わせるための調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は総括研究管理責任者とし、委員は理事長が農研機構の役職員の中から指名し、又は外部の有識者の中から委嘱する。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、総括研究管理責任者以外の者をもって委員長とすることができる。なお、調査委員会は委員の半数以上が外部の有識者で構成され、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会は、本調査の実施に際し、告発者及び被告発者等その他関係者に必要な協力を求めることができる。

4 理事長は、調査委員会を設置したときは、当該調査委員会の委員の氏名及び所属について、告発者及び被告発者等に通知する。

（調査委員会の構成委員に対する異議申立て）

第16条 告発者及び被告発者等は、通知を受けた調査委員会の委員について不服があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に理事長に対して異議申立てをすることができる。

2 理事長は、異議申立てがあつた場合には、その内容を審査し妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者等に通知する。

3 理事長は、告発者及び被告発者による第1項の異議申立てについて、当該異議申立てに係る委員の交代を行わないと決定した場合には、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査の決定に伴う一時的措置）

第17条 理事長は、本調査を行うことを決定したときは、原則として、調査委員会による調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者等に対し、次に掲げる措置を講ずる。なお、これらの措置に影響しない範囲であれば、被告発者等の研究活動を制限しない。

- 一 本調査の対象となる試験研究に係る配分された予算の使用の停止
- 二 本調査の対象となる試験研究に関し証拠となりうる資料等の保全

（本調査の実施）

第18条 委員長は、調査委員会が設置されたときは、直ちに委員会を招集し、当該事案についての本調査を開始する。

2 調査委員会は、告発の内容が、農研機構と農研機構以外の者が共同で実施する試験研究に係るものである場合は、当該農研機構以外の者と合同で本調査を行うものとする。

3 本調査は、特定不正行為等であると指摘された試験研究に係る論文、研究記録等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、関係者への再実験の要請等により行うものとする。

る。

- 4 本調査に際しては、被告発者等に弁明の機会を与えてその聴取が行なわれなければならない。
- 5 理事長は、被告発者等が調査委員会から再実験等により再現性を示すことを求められた場合又は自らの意思により再実験等を調査委員会に申し出てその必要性を認める場合は、理事長が別に定めるところにより、機器、経費の提供その他当該再実験等の実施に必要な措置を講ずるものとする。
- 6 告発者及び被告発者等は、調査委員会から研究記録等の提示、ヒアリング、再実験等を求められたときは、これらについて誠実に協力しなければならない。また、他の機関において調査がなされる場合、調査機関からの農研機構に対する協力要請について、誠実に協力しなければならない。
- 7 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑義を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等も当該研究活動に基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 8 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができるものとする。
- 9 理事長は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 10 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

(本調査の結果に基づく認定等)

- 第19条 調査委員会は、本調査を開始した日から原則として150日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為等が行われたか否かを認定するものとする。
- 2 調査委員会は、本調査の結果、特定不正行為等が行われたと認定する場合は、その内容、特定不正行為等に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為等が行われたと認定する論文等における各著者の役割を併せて認定するものとする。
 - 3 調査委員会は、本調査の結果、特定不正行為等が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。この場合において、調査委員会は、当該認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 調査委員会は、前3項の認定を行ったときは、速やかに、当該認定の内容を理事長に報告しなければならない。
 - 5 特定不正行為等に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為等であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為等と認定される。また、被告発者が研究記録、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示

せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、研究記録の不存在等が研究成果等管理規程に定める保存期間や被告発者が告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合や、実験試料・試薬等の不existence等が合理的な保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

- 6 前条第7項の規定による説明の説明責任の程度及び前項の規定による本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断によるものとする。
- 7 理事長は、第4項の報告を受けたときは、その認定の内容を速やかに告発者及び被告発者等に通知する。
- 8 理事長は、第3項の悪意に基づく告発との認定が行われた場合において、当該告発の告発者が農研機構の役職員以外の者である場合は、当該認定を行ったことについて当該告発者が所属する機関に通知する。

（認定に対する不服申立て）

- 第20条 特定不正行為等に関与したと認定された被告発者及び特定不正行為等に関与したとまでは認定されないが、特定不正行為等が認定された論文等の内容について責任を負う著者として認定された者等（以下「被認定者」という。）又は告発が悪意に基づくものであると認定された告発者は、前条第7項の規定により通知された認定の内容に不服があるときは、あらかじめ調査委員会が定めた期間内に、理事長に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 理事長は、前項の規定により不服申立てがあったときは、速やかに調査委員会を招集し、当該不服申立ての審査を行わせる。ただし、当該不服申立ての趣旨が、調査委員会の委員の構成等、その専門性及び公正性に関わるものである場合であって必要と認めるときには、委員の交代若しくは追加又は当該調査委員会に代えて、他の者に審査させるものとする。
 - 3 理事長は、被認定者から特定不正行為等の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者にその旨通知する。
 - 4 理事長は、告発が悪意に基づくものであると認定された告発者から不服申立てがあったときは、被告発者にその旨を通知する。この場合において、当該告発者が農研機構の役職員以外の者である場合にあっては、当該告発者が所属する機関にも併せてその旨を通知する。

（不服申立ての審査）

- 第21条 調査委員会（前条第2項ただし書の規定により他の者に審査させる場合にあつては、当該調査委員会に代わる他の者。以下同じ。）は、被認定者又は告発が悪意に基づくものであると認定された告発者（以下「被認定者等」という。）による不服申立て

について、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、理事長に報告するものとする。

- 2 調査委員会は、被認定者等による不服申立てについて、当該事案の再調査を行わないことと決定した場合には、直ちに理事長に報告し、理事長はその旨を被認定者等に通知する。

(再調査)

第22条 調査委員会は、被認定者等による不服申立てについて再調査を行うことを決定した場合には、当該被認定者等に対し、その認定の内容を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに理事長に報告し、理事長は被認定者等に当該決定を通知する。

- 2 調査委員会は、被認定者等による不服申立てについて再調査を開始した場合は、当該再調査を開始した日から原則として50日以内に、その認定の内容を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告する。
- 3 理事長は、前項の報告が、被認定者による不服申立てに係るものであるときは、その結果を被認定者及び告発者に通知する。
- 4 理事長は、第2項の報告が、告発が悪意に基づくものであると認定された告発者による不服申立てに係るものであるときは、その結果を告発者及び被告発者に通知する。この場合において、当該告発者が農研機構の役職員以外の者である場合にあっては、当該告発者が所属する機関にも併せてその結果を通知する。

(資金配分機関への通知)

第23条 理事長は、告発の事案に係る試験研究が、競争的資金を活用して行われたものである場合には、当該事案に係る次に掲げる場合は、それぞれそのときにおいて、当該競争的資金を配分した機関に通知するものとする。

- 一 第14条第5項に規定する本調査を行うか否かの決定をしたとき。
 - 二 第19条第4項に規定する認定の内容について調査委員会からの報告を受けたとき。
 - 三 第20条第1項に規定する被認定者による不服申立てがあったとき。
 - 四 第21条第1項に規定する再調査を行うか否かの決定について調査委員会から報告を受けたとき。
 - 五 前条第2項に規定する認定の内容を覆すか否かの決定について調査委員会から報告を受けたとき。
- 2 理事長は、告発の事案に係る試験研究が、農林水産省又は農林水産省所管独立行政法人から委託を受けて行われたものである場合には、前項の規定に準じ農林水産省又は農林水産省所管独立行政法人にも通知するものとする。
 - 3 理事長は、告発の事案に係る試験研究が、農林水産省以外の府省又は農林水産省所管独立行政法人以外の機関から委託を受けて行われたものである場合には、当該府省又は当該機関が定めるところにより、通知するものとする。

（認定に伴う被認定者等に対する措置）

第24条 理事長は、告発のあった事案について、調査委員会から特定不正行為等が行われたとの認定の報告を受けた場合は、当該認定に係る被認定者に対し、直ちに当該対象となる試験研究に係る配分された予算の使用中止を命ずるほか、特定不正行為等と認定された論文等の取下げを勧告する。

2 理事長は、前項の場合において、当該対象となる試験研究が競争的資金を活用して行われたものである場合又は農研機構以外の者から委託を受けて行われたものである場合にあっては、当該競争的資金を配分した機関又は当該農研機構以外の者から当該対象となる試験研究に係る措置について通知があったときは、その通知に従い措置を行う。

3 理事長は、告発のあった事案について、調査委員会から特定不正行為等は行われなかったとの認定の報告を受けた場合は、第17条の規定により講じた措置を解除し、及び調査関係者（調査関係者以外の者に当該事案が漏えいしている場合にあっては、当該調査関係者以外の者を含む。）に対して特定不正行為等が行われなかった旨を周知する。

4 理事長は、調査委員会から特定不正行為等が行われたとの認定の報告を受けた場合には、特定不正行為等の重大性、悪質性、個々の被認定者の特定不正行為等への具体的な関与の度合及び特定不正行為等が行われたと認定された試験研究又は当該試験研究を実施したグループにおける立場等を総合的に判断し、その度合いに応じて、当該対象となる試験研究及び関与した被認定者が実施する他の試験研究等について、これらの試験研究の縮小、中止等の措置を講ずることができる。

5 理事長は、被認定者（被認定者が農研機構の職員である場合に限る。）又は告発が悪意に基づくものであると認定された告発者（告発者が農研機構の職員である場合に限る。）に対し、職員就業規則（被認定者又は告発者が定年前再雇用職員就業規則の適用を受ける職員である場合にあっては同規則、再雇用職員就業規則の適用を受ける職員である場合にあっては同規則、契約職員就業規則の適用を受ける職員である場合にあっては同規則）及び職員の懲戒等に関する規程（13規程第21号）に基づいて処分を行う。

（特定不正行為等と認定された事案等の公表）

第25条 理事長は、調査委員会から特定不正行為等が行われたとの認定の報告を受けた場合は、原則として当該特定不正行為等に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為等の内容、調査結果及びこれに伴い講じた措置、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順、その他必要な事項について速やかに公表する。

2 理事長は、調査委員会から特定不正行為等が行われなかったとの認定の報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、特定不正行為等は行われなかったこと、被告発者の氏名及び所属、調査結果等を公表する。

3 理事長は、調査委員会から特定不正行為等が行われなかったとの認定の報告を受けた場合において、告発が悪意に基づくものであると認定した旨の報告を受けたときは、告発者の氏名及び所属を公表する。

(秘密の保持等)

第26条 告発者及び被告発者等は、調査を受けたことにより知り得た情報を、他に漏らしてはならない。

2 総括研究管理責任者及び研究管理責任者は、不正行為受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容、調査内容等について、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

3 調査委員会の委員は、調査等に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者及び被告発者等に告発者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。

4 調査委員会の委員は、調査等により知り得た情報を、他に漏らしてはならない。

第4章 雑則

(その他の事項)

第27条 この規程に定めるもののほか、農研機構における試験研究の不正行為の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成24.4.1 規程第107-1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25.3.29 規程第107-2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.31 規程第107-3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26.8.18 規程第107-4号)

この規程は、平成26年8月18日から施行する。

附 則 (平成27.8.6 27-15規程第107-5号)

この規程は、平成27年8月7日から施行する。

附 則 (平成28.4.1 28-9規程第107-6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31.4.16 31-5規程第107-7号)

この規程は、平成31年4月16日から施行する。

附 則（令和5.1.26 04-21規程第107-8号）
この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和5.4.1 05規程第107-9号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7.2.3 06-21規程第107-10号）
この規程は、令和7年3月1日から施行する。